## 受付印

## 更 正 請 求 書

ί		<u>'</u>														
['\	į	,	和	年	,	月日	*		発	信	年	月	日			
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	`						処	ì	<b>通信</b>	日	付印	J	確認			
		+	碹	古	Ę	長様	理事									
			ΣĦ	111	1		項									
===	⇒ 左 ₩ Т	ひょうじ 信	<b>→</b>	亚	口.								÷	:		
לז	f 在 地 <i>D</i>	X U' E	1 百百	笛	ク								(電	話		)
( ふ り が な )												(法人番号)				
注	長人名 2	及び法	き人	番	号											
	( &	りが	な	)												
1	表	者	氏		名											
拙	力税法		条			の規定に	.基づ	き、	次の。	とお	り更正	Eの計	青求をしま	す。		
	正の請						•		•		カュル	<u> </u>	•			まで
事業年度又は連結事業年度 摘 要						更正の請求前							更 正	の請		
<b>→</b> n		[and			koko			42 HE	1 1/	נינו	円			11 ×		· 円
胡	税 税	標	準		等 ——											
移	Ĺ	額			等											
法第20条の9の3第1項の更正の 請求の場合						法 定 納 期 限										
						第 1 号	· Ø \	判 決	等の	確	定日		•		•	
法第20条の9の3第2項の更正の 請求の場合						第2号の更正・決定等のあった							•		•	
						月										
						第3号の政	女令で	定める	5理由	の生	じた日		•		•	
	第321条の 場合	国の税	務官	署の	更正	の通	通知日		•		•					
重	『正の請求	をするエ	里由及	ろてが言	吉											
求	をするにの他参考															
	の他参考	<u> </u>	<b>~</b> ろき	申垻												
	結親法人	の本店別	近在均	也及て	バ								₹	1		
龍	話番号												(電			)
	( ふ	りが	な	)									(法人番号	号) 		••••••
連	結親法人(	の名称及	び法	人番	号											
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法																
	. U.又払力を						銀行	<b></b>	支师	店	口座看	番号(	(普通・当座)	)		
関	与 税	理	± ;	署	名								(電	話		)
1						1							( 电			,

<sup>※</sup> 請求の根拠となる資料(法人税の更正通知書の写し等)を添付してください。

- 1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第32 1条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市町 村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併 記すること。
- 3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。
- 6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求 を行う法人が連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載 要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(同条第1 2号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親 法人(同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は 当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知 日を記載すること。
- 7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、 その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する 資料(法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写)を 添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定 による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。
- 8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国 の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年 度において連結子法人である法人が記載すること。